

(審査案件第55号)

答 申

第1 審査会の結論

「陳情書 県道上松御岳線島地区改良工事の早期完成と着工区間の部分供用について」の一部を公開できないとした処分は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成16年(2004年)11月9日、異議申立人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。)に基づき、「平成16年11月1日付けで島地区住民から長野県に提出された県道上松御岳線にかかる要望書の文書一切」の公開請求を行った。
- 2 平成16年11月24日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、この請求に対し、「陳情書 県道上松御岳線島地区改良工事の早期完成と着工区間の部分供用について」(以下「本件公文書」という。)を対象文書として特定し、一部公開決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- 3 異議申立人は、本件決定に対し、平成17年1月15日付けで本件公文書の全部公開を求める旨の異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

- 1 本件実施機関は、本件公文書中に記載された島地区駐在員の住所、並びに副駐在員、各組長、地域住民の住所、氏名、印影を、個人に関する情報であることを理由に非公開としている。

しかしながら、これらの住所、氏名、印影は、本件公文書である陳情書の作成にあたり自らの意思で記載したものであり、本件公文書の作成者を特定するために表示されたに過ぎないものであって、それ以上に個人の行動や生活にかかわる意味合いを含むものではないから、その限りにおいてはプライバシーが問題になる余地はまったくない。

そうである以上、本件公文書の真正を確認するためにも、住所、氏名等の情報はできるだけ具体的に公開されることが情報公開制度の趣旨に合致することか

ら、これらを公開するべきである。

- 2 副駐在員及び各地区組長に関しては、毎年度島区総会において公開されたうえ島地区役員名簿として氏名、電話番号、集合住宅部屋番号等が地区住民全員に配布されており、これらと地域住宅地図を照合すれば地番が判明し住所が特定される。したがって、副駐在員及び各地区組長の住所、氏名等は非公開とされるべき個人情報にあたらぬので公開するべきである。

第4 実施機関の主張の要旨

- 1 本件公文書は、県道上松御岳線島地区改良工事の早期完成と着工区間の部分供用に係る地域住民からの陳情書であり、当地区関係者が住所、氏名を記載し、押印のうえ木曾建設事務所長に提出したものである。
- 2 本件公文書中に記載された陳情者の氏名、住所、印影は、本件条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であり、原則として非公開である。

ただし、地元町議会議員の住所及び氏名は一般に公開されているため、公開情報に該当するものと判断し、これを公開したものである。

また、島地区駐在員は、島地区の代表である区長として氏名を記載し押印したものであるから、その氏名は団体の代表者の氏名として公開情報に該当するものと判断し、これを公開したものである。

第5 審査会の判断理由

- 1 本件公文書について

本件公文書は、県道上松御岳線島地区改良工事の早期完成と着工区間の部分供用について地域住民等から木曾建設事務所長に提出された陳情書で、陳情内容が記載された1頁の本文に、陳情者が住所、氏名をそれぞれ記載のうえ押印した2頁にわたる紙面が添付されている。

添付された紙面の氏名記載欄には、「地元町議会議員」、「島地区駐在員」、「島地区副駐在員」、「〇組組長」(1組から9組まで)の肩書きが印刷された欄と、肩書きの記載のない欄が設けられており、陳情者のうち、地元町議会議員、駐在員、副駐在員及び各組組長は所定の欄に氏名を手書きで記載、押印し、それ以外の地域住民等は肩書きの記載のない欄に同様に氏名を手書きで記載、押印をしている。また、住所記載欄には、市町村名及び字名と「番地」という文字が印刷されており、各陳情者の番地が手書きで記載されている。

本件実施機関は、陳情書本文の他、添付された紙面のうち、地元町議会議員の番地を含む住所、氏名、印影、並びに島地区駐在員の氏名及び印影については公開したが、島地区駐在員の住所、並びにその他の陳情者(島地区副駐在員、各組

組長、地域住民等)の番地、氏名、印影について、本件条例第7条第2号に該当することを理由に非公開とする決定を行った(なお、住所のうち印刷された市町村名および字名は公開されている。)

2 本件条例第7条第2号の該当性

(1) 本件条例第7条第2号について

本件条例第7条第2号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定個人を識別することができないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ又は公にされることが予定されている情報(ただし書きア)、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要である情報(同イ)、公務員の職・氏名・職務の内容で個人の権利利益を不当に害さないもの(同ウ)は公開するものとされている。

本号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人のプライバシーはもとより、必ずしもプライバシーに当たるとはいえないものであっても、個人に関する情報については、ただし書き(ア)～(ウ)に該当しない限り、個人の「氏名」など、特定の個人の識別性を基準として、非公開とする規定である。

(2) 肩書きの記載のない地域住民等の住所、氏名、印影について

以上を踏まえて、まず、本件公文書中非公開とされた肩書きの記載のない地域住民等の住所中の番地、氏名及び印影について検討すると、氏名は、特定の個人が識別される情報であり、番地及び印影も、既に字名までの住所が公開されていることなどから、個人に関する情報で、特定個人を識別しうる情報であるといえることができる。

なお、異議申立人は、本件公文書中の住所、氏名、印影は個人のプライバシーにあたるものでないことを理由に、公開すべき旨主張しているが、本件条例は、個人のプライバシーに該当するか否かではなく、特定の個人の識別性を基準として、非公開とする規定であることは前述のとおりである。

以上の通りであり、また、ただし書きのいずれにも該当しないことから、本件公文書中の肩書きの記載のない地域住民の住所中の番地、氏名が記載された部分及び当該個人の印影が押印された部分を非公開とした本件実施機関の判断は妥当である。

(3) 島地区駐在員の住所並びに島地区副駐在員及び各組組長の住所、氏名、印影について

ア 次に、氏名記載欄に肩書きが印刷されている島地区駐在員の住所並びに島地区副駐在員及び各組組長の住所、氏名、印影についてであるが、これらは、いずれも(2)で検討した記載事項と同様、特定の個人が識別される情報である。

ただし、これらの情報は、ただし書きイ及びウに該当しないことは明らかであるが、いずれも肩書きが印刷されていることから、記載されている役職によっては、これら個人情報が入件条例第7条第2号ただし書きア「慣行として公にされ又は公にされることが予定されている情報」に該当するか否かが問題となる。

イ 当審査会が確認したところによれば、上松町における住民自治組織は、複数の「組」からなる「区」により構成され、「区」には駐在員、副駐在員、「組」には組長が置かれている。駐在員は、住民の選挙、互選等により選出されるものであり、駐在員は、団体の代表者たる性格を有し、当該区域の住民と上松町等との間で調整の必要が生じた場合に当該区域の代表者として上松町等と話し合いを行うことや、上松町からの依頼を受けて刊行物の配布等の業務を行っている。これに対して、副駐在員は駐在員の指名等により決定され、駐在員を補助するものであるが、必ず設置されるものではなく任意の役職である。また、区を構成する「組」の各組長は、それぞれ10世帯程度を代表するものとして設置され、各組内の世帯が順番に務めている。

以上の事実に照らせば、駐在員は一定の地域に居住する者により構成される団体の代表者としての実体を有する者であり、副駐在員、各組長は駐在員の補助者と位置付けることが適当である。

ウ 以上の点を踏まえて検討すると、まず、駐在員の氏名及び印影については、団体の代表者を表示するものとして実施機関がすでに公開しているように「慣行として公にされ又は公にされることが予定されている情報」に該当するということができる。しかしながら、駐在員の住所については、専ら個人に関する情報であることから、かかる情報に該当するとまではいえないものである。したがって、駐在員の住所中の番地について非公開とした実施機関の判断は妥当である。

次に、副駐在員及び各組長の各記載事項についてであるが、異議申立人は、副駐在員及び各組組長の氏名等は地域の役員名簿として地区住民全員に配布されている旨主張する。当委員会が確認したところ、上松町の「区」あるいは「組」においては、役員名簿が住民に配布されることが一般的であるとのことであるが、仮に配布されているとしても、これら駐在員、副駐在員、各

組長の氏名等は上松町の広報誌等により公にされているものではなく、その他の刊行物等により広く一般に周知され又は公にすることが予定されている情報であるとの確認もできなかった。

よって、駐在員、副駐在員、各組長の氏名等は、一定の地域内においては既知の事実であるとの推測はできるものの、広く一般に周知され又は公にすることが予定されている情報であると認めることはできないことから、副駐在員及び各組組長の住所中の番地、氏名、印影を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上のことから、審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査経過

平成17年（2005年）	1月31日	諮問
	9月8日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成18年（2006年）	5月8日	審議
	5月22日	審議終結